

平成7年5月 1日

## "住宅賃貸借契約のトラブル解消"

### ～ 外国人と貸主の不動産賃貸借マニュアルを作成 ～

日本で外国の方が部屋などを借りる際に、言葉や慣習の違いからトラブルが生じることがある。これを解消するため、このほど（社）東京都宅地建物取引業協会豊島区支部が、英語、中国語版の『外国人と貸主の不動産マニュアル』を作成し、不動産一般相談窓口〔毎週水曜日 午前10時～午後4時 区民センター2階（東池袋1-20-10）〕、協会に加盟している区内の不動産業者に備えてある。翻訳については、区（企画部文化国際担当課）が協力をした。内容は、

1. 希望する住宅の条件について
2. 賃貸借契約時に使われる用語の解説
3. 入居をする際、入居をしてからの住まいに関する借主の注意点

が項目別に分かり易く説明されている。

埼玉県や横浜市では、すでにこういったマニュアルが活用されているが、都内での取り組みはめずらしい。

豊島区では、「区が発行している外国人向け生活ガイドを区内の不動産屋で配布をしてもらえれば問題になっているごみの出し方をはじめ、日本の生活習慣や様々な制度の理解を得るのに効果があるのではないか」という区政モニターの声を受け、平成4年度よりこれまで2回ほど宅建協会豊島区支部との間で懇談会をもち、区とのネットワークづくりができればと、外国人から区に寄せられた相談の事例や外国人に対する居住あっせん等の現状などの情報交換をおこなっている。

詳細・（社）東京都宅地建物取引業協会豊島区支部